

令和6年第7回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和6年7月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (15名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (4名)

7番 田村 晴男	10番 塩木 操	11番 上田 佳子
12番 春日 知也		

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第35号	農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第36号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第39号	農用地利用集積計画の策定について(貸借)
議案第40号	農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 5 番 (倉田)

議事録署名人 6 番 (小松)

開 会 令和6年7月26日 午後3時00分

局 長 (入谷 吉博君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和6年第7回農業委員会総会及び協議会を開会させていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず初めに氣賀澤会長から御挨拶をお願ひいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

大変暑い日が続いております。こちらでは暑い暑いと言っておりますけれども、山形県や秋田県のほうでは大洪水が起きて農地や農業施設等が冠水し、稲に水がかぶったり倒れたりするという被害が出ているそうです。被害に遭われた方々にお見舞い申し上げたいと思えます。

また、変わりまして、駒ヶ根市の農地を見てもみますと水張りをかなり進んでやっているなという感じに見えます。家の周りにもありますし、たまたま通った南割の法人の周りの水田でもあちこちで水張りをしたりしているかと思えます。

水張りといえますと、やはり水が張れない田んぼが出てくると思うんです。どの法人でも水田等を受けて農作物を栽培していると思うんですけれども、私の所属する法人では、まずは利用権設定されている個人の方に水張りをしてもらって水張りができたら申し出てくれればまた作りますよっていう形で進めています。ここに法人の理事の方もおられると思えます。それぞれのやり方がありますが、私の法人のほうではそんな形です。

それで、この前、たまたま別件でいわゆる利用権設定される方が我が家へ来まして、全然違う話の中で、今度水張りをしなきゃならないんだけどうちはまだ絶対には畦畔が何にもないんで水張りができないと、水張りができなかつたらどうしたらいいのかって言うので、少し待ってと、またはっきり答えが出たら考えますと、農地のことは農業委員のほうで考えますからってという話はしたんですけれども、話で終わっちゃう感じがしまして、農業委員としてもやり切れないところが出てくると思うんです。ですので、そこら辺のところはこれから農業委員会としての課題かなというふうにお願ひしております。

水張りに関しては、去年もいろいろ農業委員会のほうで議論になりましたし、県でも、また国でも議論になっている内容です。ですので、実際に水張りをする中でまた問題が出てくると思えますけれども、それぞれについて対応していかなければならない場面が出てくるのかなというふうにお願ひしております。そのような問題が出てきましたときには農業委員会のほうに問題を振られる可能性がありますので、そのときにはまた議論のほうをよろしくお願ひしたいと思

います。

以上です。

今日はよろしく願いいたします。

局長 (入谷 吉博君)

ありがとうございました。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読になります。本日、順番では12番 春日委員さんなんですが、本日はお休みということで、1つ飛びまして13番 北澤満委員さんのほうでお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

13番 (北澤 満君)

総会の前の一言ということで急遽電話をいただいて、今回は何をしゃべったらいいかなんて何にも考えていないときにそういうふうになりましたので何を話そうかなと思っていたんですけども、去年の今頃、私はベッドの上におりまして、ちょうど今頃、伊那中央病院から昭和伊南総合病院に移ってリハビリが始まって、大変痛い思いをしてといたしますか、筋肉がなくて本当にリハビリが大変でした。病院の外を一回りするのが日課になっておりまして、歩くように言われていたのを思い出しました。

今日の新聞を見ると、樹木の剪定中に脚立から落ちて重傷を負われた伊那市の方がいたという記事が載っております。私は2m以上の高さから落ちているんですけども、伊那市の方は2mぐらいの脚立から落ちたって書いてありました。

私は2か月間のベッドでの生活で筋肉が落ちてしまって、1年たった今でもなかなか思うように足が運ばず、今日、2階のこの会場へ上がってくるのによりやく手すりにつかまらなくても普通に足を上げられるような感じになってきました。昨日もアイパルの3階まで上がったんですけども、本当にやっと階段を上っていけるというような状態に戻ってきたかなというふうに思っております。

去年はキノコが全く不作で、おかげさまで山を歩かずに済んで気持ち的には楽だったんですけども、今年はキノコが出て、山を歩いて体力がつくように回復できればありがたいななんて言って、もう秋の山のことを頭に描きながら生活しておるところであります。

本当に秋のキノコも豊作になればいいかなというふうに思っておりますし、もう稲の穂も出始めておるところであります。病気がなくて稲のほうも豊作で、いろんな農作物が豊作になればありがたいななんて思いながら暮らしているところでもあります。

そういうことで、けがをすればいろいろ迷惑をかけますけれども、本当に復

帰ってきたことはありがたかったというふうにも思っておるところであります。

以上で一言とさせていただきます。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長

（氣賀澤 道雄君）

これより令和6年7月1日付、告示第7号をもって招集した令和6年第7回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数15名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

7番 田村晴男委員、10番 塩木操委員、11番 上田佳子委員及び12番 春日知也委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において5番 倉田益式委員、6番 小松伸治委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第35号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任

（竹村 直人君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更一1で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXXの西8筆、計2,944.42㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、建て売り住宅用地7区画。

変更内容でございますが、当初計画では建て売り住宅として7区画を販売する予定であったが、そのうち1区画について土地購入者が施主となって住宅を建築することとなったため、計画区画数を当初の7区画から6区画に変更したいというものでございます。

同日、5条の計画変更と転用申請がありましたので、こちらについては後ほ

ど説明させていただきます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
地元委員の補足説明をお願いします。

20番 (小平裕一君)
ここは分譲住宅となっていて、次に出てくるとダブるんですが、特に周辺農地への影響はないと判断いたしました。ほかには特に問題ありません。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第35号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第35号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)
それでは議案書3ページをお開きください。
農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
場所につきましては4ページの左側を御覧ください。
先ほど4条で計画変更の御説明をさせていただいた場所になりまして、位置図は計画変更5-1で表示した場所でございます。
3ページにお戻りください。
当初計画でございますが、建て売り住宅。
変更理由でございますが、当初計画では建て売り住宅として7区画を販売する予定であったが、計画区画数を7区画から6区画に変更し、1区画については土地購入者が施主となって住宅を建築することとなったため事業計画書を変更したい、承継計画は、所有権の移転後、事業計画者名義で住宅を建築するというものでございます。
こちらにつきましては先ほど4条申請で7区画から6区画に変更した残り1

区画について所有者の変更をしたいという内容になります。

同日、5条の転用申請もございましたので、こちらについては後ほど御説明させていただきます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

20番 (小平 裕一君)

現地確認しまして、先ほど申したとおり、周辺農地に特に影響はありませんでした。

この住宅地の東側は農地になっておりまして、ここは擁壁で区割りがされているんですけど、特に問題ないと思うんですが、雨水排水をそちらに流さないようにということで施工業者のほうには申し入れをしてあります。

そのほか、特に農地への影響はなく、問題はありません。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第36号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書5ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては6ページの左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

北割1区、XXXXXXXXXXの南1筆77㎡になります。

5 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は以前より自身の所有する農地と一体で耕作を行っていた当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて2件目でございます。

場所につきましては6ページ右側を御覧ください。

3-2 で表示した場所になります。

南割区、 の東1筆 297 m²になります。

5 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模の拡大を図るため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上2件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

2 番 (中嶋 隆君)

1番ですけれども、7月11日に現地確認をいたしました。

譲受人が以前から位置図北側の隣接農地と一体で耕作している土地ですんで問題ないというふうに判断いたします。

15番 (堺澤 務君)

2番です。

7月9日に上田委員と現地確認を行いました。

位置図の左側——西側になるんですけれども、そこに譲受人の畑があるってということで、この畑に隣接している場所を売買するってということです。

現在この場所は耕作されておきませんので、荒れた農地が少し減るということで、特に問題ありません。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 37 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)
それでは議案書 7 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計 9 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 9 ページ左側を御覧ください。
5-1 で表示した場所になります。
中割区、XXXXXXXXXX の西 1 筆 327 m²になります。
こちらは先ほど第 4 条の計画変更及び第 5 条の計画変更として御審議いただいたものの 5 条申請になります。
7 ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は自身の希望するハウスメーカーに依頼して住宅を建てるため当地を取得したい、譲渡人は分譲地として当地を販売したいというものでございます。
農振法等でございますが、令和 4 年 7 月 6 日、農振除外が認可となっております。
農地区分につきましては 1 種、土地改、不許可の例外として集落接続で見えております。
続いて 2 件目でございます。
場所につきましては 9 ページの右側を御覧ください。
5-2 で表示した場所になります。
福岡区、XXXXXXXXXX の西 1 筆 2, 105 m²になります。
7 ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は隣地においてまきを作る事業を営んでおり

する場所が手狭になったため新たなとして当地を取得したい、譲渡人は現在高齢であり農地の管理ができていないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年5月20日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては消極的に2種、不許可の例外として非代替性で見えております。

続いて3件目でございます。

場所につきましては10ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

小町屋区、の西1筆988㎡になります。

7ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は自身の子どもが難病を患っていることから必要なりハビリ施設などを設ける計画を立て、併せて自身の自家用車の保管場所を一体的な敷地として使用するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年5月20日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改、不許可の例外として集落接続で見えております。

続いて4件目でございます。

場所につきましては10ページの右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

市場割区、の北1筆495㎡になります。

7ページにお戻りください。

契約内容でございますが、使用貸借。

理由でございますが、借受人は現在宮田村に居住しているが手狭になったことから住宅の新築を計画した、これまでも祖父が所有する農地の管理をしており、農地の管理に利便性がよい当地に住宅を建てたい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年5月20日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管の埋設、近くにありということでございます。

続いて5件目になります。

場所につきましては11ページ左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

上赤須区、[REDACTED]の東1筆40㎡になります。

7ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は現在計画地東側の住宅を所有しており、当初は申請地西側農地と一体的に利用する計画であったが、耕作が困難などの理由により農地としての活用が見込めないため住宅敷地の一部として管理したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年5月20日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改、不許可の例外として敷地拡張で見えております。

続いて6件目でございます。

場所につきましては11ページ右側を御覧ください。

5-6で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の西1筆367㎡になります。

8ページをお開きください。

契約内容でございますが、使用貸借。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが家族が増え手狭になってきたことから当地に住宅を建てたい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年5月20日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては消極的2種でございます。

続いて7件目でございます。

場所につきましては12ページ左側を御覧ください。

5-7で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]1筆387㎡になります。

8ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は市内において[REDACTED]を営んでいるが既存の資材置場が不足しており敷地を拡張するため隣接地である当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、1種、土地改で、不許可の例外として敷地拡張で見えております。

続いて8件目でございます。

場所につきましては12ページ右側を御覧ください。

5-8で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]1筆計854㎡になります。

8ページにお戻りください。

契約内容でございますが、賃貸借。

理由でございますが、借受人は近隣河川にて災害復旧工事のための仮設道及び資材置場として一時的に当地を利用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域内の土地として見ております。

なお、一時的に転用する場合につきましては農用地区域内でも転用できるというものでございまして、今回は129日間の一時的な転用となっており、使用後は現況に復帰することが必須となっております。

続いて9件目でございます。

場所につきましては13ページ左側を御覧ください。

5-9で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の西1筆269㎡になります。

8ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は以前より駐車場用地として申請地を使用していたが農地法の許可を得ないまま現在まで使用していたため、今回手続きを取り引き続き住宅敷地として当地を使用したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、こちらは農振地域外となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上9件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

20番 (小平 裕一君)

1番です。

先ほども申し上げたとおり、特に問題なしです。

11番 (河上 邦和君)

2番ですけれども、7月3日に上田委員と現地を確認してまいりました。

この場所についてですが、位置図を見ても分かりますが、土地の形が三角形で、おまけに平らではなく傾斜している場所です。「5-2」と書いてあるところは■■■■へ続く森になっていて、ここは市のハザードマップでも急傾斜地に指定されているようなところなんです。いろいろと何とも条件の悪い畑になります。

三角に色のついているところの左上に住宅のマークがありますが、譲受人はそこで木材を切ってまきにして売ることを行っているんですけども、もうちょっと製品を置く場所を確保したいっていうことで、譲渡人は年を取って耕作がどうしても困難だということで譲るということになったんですけども、周辺農地の所有者の同意も得ていますし中田切井水利組合の同意も得ているので差し支えないと思います。

以上です。

22番 (小池 政幸君)

3番です。

春日委員さんと一緒に現地確認をしてみました。

■■■■の西側の農地です。

備考のところに書いてあるように、ここはちょっと広いわけなんですけど、■■■■っていう方がこの土地を購入されるということです。

それで、難病のお子さんを抱えておられて、しょっちゅう救急車が来たりするというようなこと、それからリハビリをしたりしなきゃいけないよというようなこと、それから車が3台ありますので車3台を止めるところが欲しいというようなことも含めてこの土地を購入するという内容です。

それで、ここをこの方が取得することによる近隣農地への影響はないというふうに判断しました。

それと、もう一点、ここの位置図にあるとおり畦畔があるんですけど、ここは、別の方——もともと持っていた方の土地が一部筋状に残っていて、ここの管理が問題じゃないかというような指摘をしました。ここの畦畔の管理も含めてやっていただくということでお願いしまして了承ということにしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

4番は私の担当です。

ここに貸付人と借受人の名前がありますが、借受人と貸付人は祖父と孫の関係になりまして、祖父——■■■■は住所が■■■■となっておりますけれども、今は施設に入っているということで■■■■になっていますが、駒ヶ根市市場割の方です。孫に土地を貸してやって孫がそこに住むという形になります。

それで、周りの農地には影響ありませんし、雨水も地下浸透ということですので、農地には影響を与えないということで問題ないと判断しております。

以上です。

9. 番 (小松原 博君)

5 番です。

7月11日に副担当の氣賀澤さんと一緒に現地調査をしてまいりました。

位置図を御覧いただくように幅1m、長さ40mの長方形の土地になります。

それで、宅地の中に併合されているような土地なもんですから、特に問題ないと考えております。

それで、雨水に関しましても、敷地内の農地ってということで、周辺農地へ影響を及ぼすことはないと思います。

以上です。

3 番 (木下 亜紀君)

6 番ですが、7月7日に森委員とともに現地確認してまいりました。

本件は祖父から孫への使用貸借ということなんですけれども、現在この農地は祖父の方が耕作されていて、家庭用の野菜などを栽培しているようなんですけれども、ちょっとこの位置図からだとは分からないんですが、一部を住宅に転用して、まだ残る部分の農地があるんです。そこは引き続き祖父の方が耕作されるということです。

近隣農地に関しましては、北側に原野化している農地があります。ここは■■■■で有名は場所です、ほとんど■■■■しか植わっていないところですので、隣接する農地としましては祖父の方の畑と■■■■の植えてあるところと原野ということになります。そういった意味では特に近隣農地への大きな影響というのはないと思ひまして問題ないという意見をつけました。

以上です。

13 番 (北澤 満君)

7番と8番は私の担当ですので続けて説明させていただきます。

7番ですけれども、資材置場の施設拡張ということでもあります。

「5-7」と書かれているのは川の上流に当たる部分ですけれども、ここは小さな水田が何枚も続いておるところであります。もう全く耕作されておらず、ただ放置されているだけの農地が続いているという場所です。

去年、その前と3年をかけて施設拡張ということで放置されている農地を取得して資材置場にするとということで、特に問題ありません。

そして8番ですけれども、昨年の水害のときに護岸が壊れました護岸の工事ということでもあります。

今はまだ水田で稲作をされておりますので、収穫後に工事に入ること

であります。この一帯は水田で、一部右側が農道になっているんですけども、まだ刈取り作業をする人もいるということで、農業に支障のないように工事に入りたいということでありますので、別段問題ありません。

8 番 (滝沢 久美子君)

9 番です。

吉瀬委員と現地を確認しました。

こちらの場所は、1枚の田んぼを分筆して宅地にし、残りを駐車場として使っていたようなんですが、きちんと手続されていなかったということで今回申請がありまして、近隣農地も雨水の関係も別に問題ないので大丈夫だと思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 8 番 (吉瀬 久司君)

2点あるんですが、まず5-7、敷地拡張ということなんですが、今現在、この黒塗りのところに施設があるという解釈でいいんですか。

1 3 番 (北澤 満君)

5-7の黒く塗られているところが今回申請の上がった農地でありますけれども、その左側と、もう1枚、中曾倉へ入る橋を渡ったところの右側なんですけれども、細長いところがあって、最初に細長い土地を資材置場として取得して、昨年その横の土地を取得して、今回はこの黒塗りのところを取得することです。3筆に分かれていたということですので、1年に1筆ずつ取得していったという経過であります。

1 8 番 (吉瀬 久司君)

分かりました。

もう一点いいですか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

はい。どうぞ。

1 8 番 (吉瀬 久司君)

5-4ですが、この場所は3種農地ということなので住宅を建てるのは支障ないという解釈なんですけれども、全体的にこの土地は数年前にやっと土地改をして基盤整備が終わったところであって、その中に既存の住宅がぽつぽつとありまして、やはり条件のいいところなので、今後、集落接続とかでいくと、第二の北の原ではないですが、どんどん虫食い状態になっていくんじゃないかなっていう危惧がありますので、今後、この土地を地域の皆さんがどう考える

かっていうことを考えていただくような何かしらの施策を取ったほうが良いような気がします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

こちらについては、春日委員と一緒に現地確認しまして、その中で、「5-4」とある字の下に道路があると思いますが、その向かって右側は全て今回基盤整備されたところですので、8年間は建物等が建たないだろうということです。8年間は建物を建てることのできないんですけれども、やはり農地を守るってということで、ここから右側についてはそれなりの対応をしていかなければならないねという話もしました。

それから、道路に囲まれた5-4を含めて、上側、右側、下側に道路があるわけなんですけれども、この中に建物が建つのはやむを得ないとしても、そのほかのところについては、現在は耕作していますので、今後はそれを何とか維持するような形で考えていくことが必要ですねという話もしております。そこから辺は、今後、地元としてその旨を伝えながらやっていきたいと思っております。

そんな答えでよろしいでしょうか。

ほかにございますか。

5 番 (倉田 益式君)

5-2 についてちょっと確認なんですけど、川沿いのほうがのり面になっているっていう説明だったんですけど、道はなかったんですけど、道があるんですけど。

17番 (河上 邦和君)

道はあります。

5 番 (倉田 益式君)

ありますよね。

17番 (河上 邦和君)

はい。

5 番 (倉田 益式君)

それで、現状は確かに荒廢地で管理もしにくい場所だなと思って見ていたんですが、道があるなら、三角の土地と道の間は、今回はあれですか、道がほしいという……

17番 (河上 邦和君)

あれは原野になっておりまして、こっちの三角の土地を売りたいっていう話があったっていうのと、道があるもんですからこのほうが製品の運び出しに便利だっていうことなんです。

- 5 番 (倉田 益式君)
この三角の形の売買だと細長い三角で残ったところがまた管理しにくいところで残っちゃうので……。
- 17番 (河上 邦和君)
というか、ここは一応道があるけど[]の崖続きみたいな感じのところなんですよね。実際にこの前も乗用車で通ったときに、あっしまったと思ったけど、まあ行っちゃえって言って通ったけど、フロントガラスに枝がバリバリと当たるくらい木の枝が茂っていて、軽トラでなら何とか通れるっていうくらいのところですよ。もう[]の森と一体化しちゃっているような感じに今はなっています。
- 5 番 (倉田 益式君)
南北に道が走っていて、この細長い三角の土地の左側に道があるんですね、この道はちゃんと走れる道ですよ。
- 17番 (河上 邦和君)
そうです。ここの細長い三角の場所の下側は[]やなんかを栽培していて、ここまでは通れます。
- 5 番 (倉田 益式君)
この細長く三角に残っているところがまた荒廃地として残って出てくるような気もしますので、できれば今回買われた方に言って西側の道までまっすぐ買い求めてもらって……
- 17番 (河上 邦和君)
ちょっと聞いたら、そこまでは要らないっていうことでした。
- 5 番 (倉田 益式君)
5-2 の位置図で言うと、右側のところは、[]じゃないけれども、ちゃんと観光客向けで[]の畑をちゃんと作り……
- 2 番 (中嶋 隆君)
あれはまた別の人です。
- 5 番 (倉田 益式君)
ああ、別の人なのか。ここまでは道をちゃんと走ってこられるんですよ。だから、今回売買される土地のところに来て突っかかるんで、できれば今回買い求めてもらうっていう——細長い三角の土地を残さない形でうまく買ってもらって管理してもらったら、今後、我々の現地確認においてもああよくなったなという思いができるという気がしましたので……
- 17番 (河上 邦和君)
原野になっていて、現地確認っていうか、あれは対象外になっています。

- 5 番 (倉田 益式君)
 どうしようもないのかな。
- 17番 (河上 邦和君)
 畑の印になっているけど、ここは畑じゃなくて、たしか完全な原野だと思っ
 たんだけど……
- 主 任 (竹村 直人君)
 現地のほうは、今申請地として上がっている ■■■■ の筆については、一応耕
 作できる状態というか、遊休農地というような状態になっているんですが、そ
 の南側に当たる川沿いの土地については現況が原野となっておりまして、現状
 の地目も原野になっております。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
 そういったことで、農地ではないということですが、よろしいですか。
- 5 番 (倉田 益式君)
 残念ですが、分かりました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
 ほかにございますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
 それでは議案第 38 号について原案どおり可決することに御異議ございませ
 んか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
 御異議なしと認めます。よって、議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による
 許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
 議案第 39 号 農用地利用集積計画の策定について (賃借)
 を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (高坂 貴和君)
 議案書 14 ページをお開きください。
 農用地利用集積計画の策定について (賃借) を御説明し、御提案とさせてい
 ただきます。
 まず公告年月日でございますが、令和 6 年 7 月 31 日でございます。
 期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田 6,480 m²、合計
 6,480 m²でございます。
 貸手が 2、借手が 1 です。
 (2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、15 ページに詳細が

載っておりますので御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

別にないですか。

9 番 (小松原 博君)

権利設定を受ける方は■■■■■■■■■■といたしまして■■■■もやっている農家の方です。

それで、■■■■——■■■■の南側の3枚だったかな、その田んぼだと思います。特別問題はないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

事務局でちょっと説明してもらえますか。利用権設定とかいろいろあるんで、説明してもらえますか。

主 査 (高坂 貴和君)

こちらにつきましては、■■■■■■■■■■は上赤須の方で、利用権設定のほうをまとめて出してきていただいた形になります。

実は大分前から相対で話は進んでいまして、実際の耕作もしているというようなところで、こちらのほうもちょっと遅れがちで出てきております。

双方の相対での話で、市の利用権で今回お受けした次第となります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

分かりました。

ありがとうございました。

質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

2 番 (中嶋 隆君)

この件とは関係ないって言えば関係なんですけど、市の利用権っていうのはいつまでになりますか。これは終わるんですよね。

主 査 (高坂 貴和君)

市の利用権の貸借につきましては今年度いっぱいということになりますので、公告日が3月30日で通させていただいたものについては令和7年4月1日始期で始められるんですけれども、もうそのときが最後になります。3月中に出てきたものが最後になります。

2 番 (中嶋 隆君)

その後、中間管理になるわけですね。

それで、そのときに、中間管理の条件っていうのが緩和されるって聞いたんですけど、例えば認定農業者じゃなくても中間管理で借りられるとかいうふう
に聞いたんですが、そこら辺の詳細のところはちょっと分からないんだけど…

主 査 (高坂 貴和君)

地域計画に掲載される方——一覧リストに載ってくる方というのは設定が
できるということで聞いております。

ただ、期間につきましては5年ないし10年っていうところで、変わらない
ということで今決まっております。

2 番 (中嶋 隆君)

ということは、地域計画に載るっていうのは土地に対して名前が載っている
人っていうことですか。

主 査 (高坂 貴和君)

経営者という形で土地のほうに名前が載ってきて、また各地区についての一
覧リストのところでは経営者の位置づけになっているっていうのは全員載って
きますので、そちらに名前がある方ということになります。

また、地域計画に名前が掲載されなかった場合なんですけれども、新規で就
農を目指している方で貸借が始まる方もいらっしゃると思いますので、そう
いった場合には追加できると説明会等では聞いております。

2 番 (中嶋 隆君)

どっちにしろ一度は中間管理のほうへ出してっていう形は変わらずに、相対
のものは個人でやれということでもいいですね。

主 査 (高坂 貴和君)

相対のもので農業委員会を通すものっていうのは、全て中間もしくは3条で
の扱いということになってきます。

2 番 (中嶋 隆君)

ということは、あとはもう野放しだと、勝手にやる分にはいいと——逆に言
うと勝手にやらなきゃならないということですね。

主 査 (高坂 貴和君)

窓口で聞かれた場合には、期間についてどうしても折り合わない場合は3条
のほうでお願いしますということで御説明をしていきたいとは思っています。

2 番 (中嶋 隆君)

ということだそうですね。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

18番 (吉瀬 久司君)

ついでなんでもう一つお聞きしたいんですが、今の説明の中では、やがて地域計画の中に名前が入った人が借りるってということなんですが、今5年とか10年とかっておっしゃっていましたが、1年2年というくくりはもうなくなるって解釈でいいんですか。

主査 (高坂 貴和君)

中間管理事業につきましては、もう5年と10年のものしかないということで、こちらのほうも今までの御意見をお伝えしてきたところなんですけれども、決定事項として期間については5年または10年ということでお聞きしております。

ですので、短期間のものもお受けするとなると、やはり3条で短期間の形ということでとどめていかなければいけないのかなと思います。

18番 (吉瀬 久司君)

ありがとうございました。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは議案第39号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第39号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第40号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により21番小原正隆委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔21番 小原正隆君 退場〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第40号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (高坂 貴和君)

議案書16ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提

案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和6年7月31日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田1万3,306㎡、畑1,298㎡、10年が田1万2,630㎡、合計で2万7,234㎡でございます。

貸手が5、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

17ページ～18ページが利用権設定各筆の明細となっております。

6名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で11筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、のうち中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付け予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

各委員で確認しながら、もし地元委員の補足説明がありましたらお願いします。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

18番 (吉瀬 久司君)

ちょっとしつこいようで、いちいちすみません。

「注5」のところに「期間は③___3年、⑤___5年、⑩___10年、⑮___15年」とあって、さっきの説明だと5年10年っていうに聞いたんですけど、ここにある3年っていうのは、今回っていうか、この制度のうちで3年っていうのは消えるっていう解釈でいいですか。

主 査 (高坂 貴和君)

現時点での扱いとして3年はほとんどないと思うんですけども、こちらの様式には「3年」という記載がありますけれども、切り替わりの段階ではこちらのほうは入れません。

18番 (吉瀬 久司君)

分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは議案第 40 号について原案どおり可決することに御異議ございませ
んか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 40 号 農用地利用集積計画の策定
について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いた
しました。
退席されている委員の着席を求めます。
- 〔21 番 小原正隆君 入場・復席〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和 6 年第 7 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。
- 閉 会 午後 4 時 0 5 分